

受益者負担金徴収猶予基準表

徴収猶予の対象となる土地	徴収猶予率	徴収猶予期間
田、畑山林その他これに準ずる土地（ただし、土地の状況により宅地と認められるものを除く）	80%	宅地として使用し又は使用できる状況にあると認められるまで
係争地	100%	受益者の決定（判定）まで
市長がその状況により特に徴収猶予及び納期限の延長が必要であると認めた土地	市長の認定する率（その都度認定）	市長がその状況により必要と認める期間

受益者負担金徴収猶予基準表

該当する受益者	対象となる土地	該当する主な施設	減免率
国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の用地	小学校、中学校、高等学校、大学、幼稚園	75%
	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業の用に供する土地	保育所、社会福祉事務所、老人ホーム、母子生活支援施設、知的障害児施設	75%
	警察法務収容施設用地	刑務所、拘置所、少年院、婦人補導所、少年鑑別所	75%
	一般庁舎用地	法務局、税務署、消防署、市役所、保健所	50%
	社会教育施設用地	図書館、体育館、市民会館、公民館	50%
	病院用地	国立病院、県立病院その他これらに準ずる病院	25%
	公務員宿舎用地	有料の職員宿舎	25%
国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者	企業用財産となっている土地	国の各特別会計に属する行政財産地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に規定する企業に属する財産	25%

国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者		道路、公園、河川、堤防、水路	100%
公の生活扶助を受けている受益者	生活保護法（昭和25年法律第144号）により生活扶助を受けている者に係る土地		100%
事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者	土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者に係る土地		市長の認める割合
その他の状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者	宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に掲げる	墓地	100%
	団体が同条に規定する目的のために使用する土地	境内地	50%
	私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置する学校教育法第1条に規定する学校の用地	小学校、中学校、高等学校、大学、幼稚園（私立の専修学校及び各種学校を除く。）	50%
	社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人が経営する同法第2条に規定する事業の用に供する土地	1 生活保護法第38条に規定する保護施設 2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設 3 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	50%

		(平成17年法律第123号) 第5条に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム	
	消防団が所有又は使用する消防用備品等の格納に係る土地		100%
	鉄道用地	踏切	100%
		線路	50%
	私道のうち、公共性が高く公道に準ずるものとして市長が認める土地		100%
	宅地利用不能崖地、公共下水道接続不可能地		100%
	その他実情に応じ特に減免する必要があると認められる土地		市長の認める割合